

仕 様 書

1. 件 名 独立行政法人農林漁業信用基金財務会計システムの運用支援・保守業務

2. 目 的

独立行政法人農林漁業信用基金において使用している独立行政法人農林漁業信用基金財務会計システム（以下「基金会計システム」という。）の運用に関し、運用支援及び保守を行うことを目的とする。

3. 財務会計システムの運用・保守業務の履行期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間とする。

4. 応募要件

- (1) 平成25・26・27年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供」のA、B、C又はDの等級に格付けされ、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (2) 下記「5. 業務内容」を満たすものであること。

5. 業務内容

(1) 運用支援

① トラブル等の対応

ア 電話等による対応

操作上の問題点によるトラブルで、訪問の必要が無い場合には、電話等でアドバイスをを行う。

イ システム・データベース調査

入力違いなど不明な管理計数の不一致等要因に関するシステム・データベース調査を行う。

ウ 訪問による対応

システム上におけるトラブル等が発生し、リモート保守で対応できない場合には、担当者を派遣して、即時に修復作業等を行う。

② 年度更新における業務支援

年度末及び新年度開始におけるデータのバックアップ及び会計処理の年度切替、各主要ファイルの繰越・集計業務についての業務支援を行う。

③ 運用サポート

担当者人事異動における対応を含む運用における操作説明及び基金会計システムに係るFAQ対応を行う。

(2) ソフトウェア保守

① リモート保守

保守専用回線(VPN)を使用して基金会計システム及び運用に関わる現状確認を行うとともに、データ保守並びにトラブル対応を行う。

② 適時点検

決議書・会計未確定・会計確定・年度計画予算集計・実施計画予算集計・実行予算集計・会計集計・銀行集計・事項・組織・取引先・給与定型等、必要に応じ、各主要

ファイルを点検・退避してシステム保守を行う。

(3) 機能追加・変更

一両日程度で可能な、ごく簡易なプログラム作成・改訂による機能追加及びシステムの変更を行う。

(4) 保守等作業報告

四半期ごとに上記(1)から(3)の実施内容をまとめ報告を行う。

6. 業務内容

(1) 業務委託契約一般条項第7条で仕様書に定めることとされている貸与品及び支給品
該当なし

(2) 業務委託契約一般条項第8条で仕様書に定めることとされている施設
独立行政法人農林漁業信用基金第一事務室、第二事務室及び第一電算室

(別紙1)

平成 年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 御中

住 所

商号又は名称

代表者氏名 ④

「独立行政法人農林漁業信用基金財務会計システムの運用支援・保守業務」応募申込書

当 は、独立行政法人農林漁業信用基金が示す業務の仕様を満たす
役務の提供等が可能であることから、独立行政法人農林漁業信用基金財務会計システムの運用支
援・保守業務の請負について、応募いたします。

記

(担当者)

1. 所属・役職
2. 担当者氏名
3. 電話番号
4. FAX番号
5. メールアドレス

以上

(別紙2)

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

情報セキュリティ遵守事項について

記

1. 基本的事項

受託者は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）から提供された個人情報等の情報や受託業務を通じて取得した情報（以下「重要な情報」という。）の重要性を認識し、これらの取扱いにあたっては、情報漏えい等のセキュリティ事故（以下「事故」という。）が発生することのないよう適切に取り扱わなければならない。

2. 目的外利用の禁止

受託者は、信用基金の指示又は承諾があるとき以外は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を、契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

3. 情報セキュリティ対策における管理体制

受託者は、重要な情報の管理に責任を持つ責任者（以下「管理責任者」という。）を選任し、重要な情報の管理体制について、受託業務の開始前に信用基金に届け出なければならない。

4. 意図せざる変更が加えられないための管理体制

受託者は、従業員、再委託先、若しくはその他の者による不正が見付かった際に、信用基金と受託者が連携して原因を調査及び排除できる管理体制を整備しなければならない。

5. 教育の実施

受託者は、重要な情報の管理責任者及び従業員に対し、この遵守事項の内容を周知徹底し、その遵守に必要となる教育を行わなければならない。

6. 情報の提供

受託者は、資本系・役員等の情報、事業の実施場所、従業員の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供しなければならない。

7. 事故発生時における対処方法

受託者は、事故が発生した場合に備え、信用基金に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。

8. その他脅威に対する情報セキュリティ対策

受託者は、役務内容を一部再委託する場合、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう情報セキュリティ対策を実施しなければならない。

9. 秘密の保持

受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

10. 履行状況の報告

信用基金は受託者に対し、この遵守事項に基づく情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求めることができる。

11. 契約の解除及び損害賠償

信用基金は、受託者がこの契約による業務を処理するにあたって、この遵守事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

12. その他

受託者は、この遵守事項の解釈について質疑が生じたとき、又はこの遵守事項に定めのない事項については、信用基金と協議の上、定めるものとする。

上記遵守事項を遵守することを確約の上、入札に参加します。

平成 年 月 日

団体名：

代表者名：

④